

第十六改正日本薬局方（案）に関する意見の募集について

平成 22 年 10 月 22 日
厚生労働省医薬食品局審査管理課

日本薬局方は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 41 条の規定に基づき、医薬品の性状及び品質の適正を図るため、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める医薬品の規格基準書です。

今般、平成 18 年厚生労働省告示第 285 号をもって公示した第十五改正日本薬局方について、試験法や医薬品各条品目の改正・追加等を行うべく、全面改正することとしています。

つきましては、別添の第十六改正日本薬局方（案）に関して、御意見のある場合には、下記により御提出をお願いいたします。

なお、御提出いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

記

1. 募集期間

平成 22 年 10 月 22 日（金）から平成 22 年 11 月 22 日（月）まで
（郵送の場合は、同日必着。）

2. 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3. 提出方法

御意見等については、理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法にて、御提出ください。

なお、御提出いただく際の御意見については、「第十六改正日本薬局方（案）に関する意見」と明記して御提出ください。

（1）[インターネットの場合（ここをクリックしてください。）](#)

* 入力フォームの「※件名」欄に「第十六改正日本薬局方（案）に関する意見」と入力してください。

（2）ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3597-9535

厚生労働省医薬食品局審査管理課 日本薬局方担当あて

(3) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局審査管理課 日本薬局方担当あて

4. 留意事項

御提出いただく御意見等は、日本語に限ります。

また、個人の場合は住所・氏名・職業を、法人の場合は法人名及び所在地を記載してください。御提出いただきました御意見については、氏名及び住所等を除き、原則として公開されますので、あらかじめ御承知置きください。

なお、御意見中に個人に関する情報であって、特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただく場合があります。